

2018年10月25日

# Japan tax alert

EY税理士法人

## 日本企業の台湾事業における 新たな事前確認の機会

台湾で事前確認制度のロールバック適用を  
可能にする相互協議ガイドラインが公布

### EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてのアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

台湾財政部(日本の財務省に相当する機関)は、2018年6月25日に「租税条約のための相互協議(以下、「MAP」)の適用に関する規定」(以下、「規定」)を公表しました。台湾は、すでに32カ国との租税条約を締結しており、租税条約のすべてに経済協力開発機構(以下、「OECD」)モデル租税条約第25条に相当するMAP条項が含まれています。当該規定は、納税者と日台の税務当局が紛争解決措置をより効果的に実施し、合理的な期間内に解決するための手続を設けています。台湾は「税源浸食と利益移転」(以下、「BEPS」)に加盟していないものの、当該規則はBEPS行動14の相互協議の効果的実施に沿っています。台湾財政部は、当該規則がBEPS行動14の基本基準を満たすことを具体的に示し、タイムリーで効果的かつ、効率的に租税紛争を解決することを目指しています。

MAPIに加えて、当該規定は、二国間及び多国間の事前確認に係る具体的な手続も規定しています。さらに、台湾財政部は、日台の当局間の相互協議での合意が得られた場合、更正されていない過年度への遡及適用(以下、「ロールバック」)も検討する新たな申請手続に関する規定の第10条に条項を追加しました。台湾では、2017年1月1日以降に開始する事業年度より国別報告書(CbCR)開示要件の新規定が導入されており、移転価格調査件数や、更正金額が増加する状況で、これにより日本企業の台湾事業にとって、新たな事前確認適用の機会が広まりました。

このような環境において、事前確認は、日台間の関連者取引における税額負担の安定性を確保し、日台の税務当局と納税者との関係を強化し、移転価格文書作成に係る管理上の負担や、移転価格調査対応に係る時間とコストを解消することができます。台湾における事前確認申請は、台湾法人との申請対象関連者取引総額が年間2億新台幣ドル、あるいは事前確認対象期間で5億新台幣ドルを超える取引を対象とし、過去3年間租税回避が行われなかったことを要件としています。台湾の事前確認

適用期間は、3年間から5年間です。事前確認申請が合意・締結後、納税者は2017年度以降（日台租税協定の適用年度）の課税対象になっていない過年度へのロールバック適用を台湾財政部と管轄税務当局に申請し、MAPを通じて日本と協議することを申立てることが可能となりました。

当該規定は、2018年6月25日から適用されます。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

#### EY税理士法人

須藤 一郎	パートナー	ichiro.suto@jp.ey.com
別所 徹弥	パートナー	tetsuya.bessho@jp.ey.com

#### EY台湾

林 宜賢	パートナー	yishian.lin@tw.ey.com
周 釗培	パートナー	george.chou@tw.ey.com
山崎 隆浩	パートナー	takahiro.yamazaki@tw.ey.com
林 志仁	アソシエートパートナー	sean.lin@tw.ey.com
王 健智	マネージャー	rath.wang@tw.ey.com

#### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

#### EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

##### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

##### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20181025

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)